

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料は、世帯の所得水準等に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度保険料より次のとおり見直されました。

**【問】 生活健康課・町民室 ☎(56) 2222**

**4月から 税務住民課・戸籍住民室 ☎(56) 2222**

被扶養者だった方への負担軽減を目的として特例的に実施されていた保険料軽減について、軽減割合が

### 所得割保険料

(被保険者本人の所得 - 33万円) の額	軽減の割合		
	旧	新	
	～平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度～
前年の基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下 (年金収入のみの場合は、153 万円超え 211 万円以下)	5 割	2 割	廃止

### ▶ 静岡県における収入別保険料額のモデルケース (単身世帯で、年金収入のみの場合) (年額)

年金収入額	保険料	平成 28 年度 (適用される軽減)	平成 29 年度 (適用される軽減)	平成 30 年度 (注 1) (適用される軽減)
現役並み所得者 (年額 383 万円)		209,600 円	209,600 円	209,600 円
月額 17.5 万円 (年額 210 万円)		53,900 円 (所得割 5 割軽減) (均等割 2 割軽減)	67,300 円 (所得割 2 割軽減) (均等割 2 割軽減)	76,300 円 (所得割軽減なし) (均等割 2 割軽減)
	かつ資格取得日前日に 被扶養者だった人	3,900 円 (注 2) (均等割 9 割軽減)	11,800 円 (注 2) (均等割 7 割軽減)	19,700 円 (注 2) (均等割 5 割軽減)
月額 15 万円 (年額 180 万円)		30,300 円 (所得割 5 割軽減) (均等割 5 割軽減)	36,700 円 (所得割 2 割軽減) (均等割 5 割軽減)	40,900 円 (所得割軽減なし) (均等割 5 割軽減)
基礎年金受給者 (年額 80 万円以下)		3,900 円 (注 3) (均等割 9 割軽減)	3,900 円 (注 3) (均等割 9 割軽減)	3,900 円 (注 3) (均等割 9 割軽減)

(注 1) 平成 30 年度の保険料率が平成 29 年度と同率である場合の試算です。

(注 2) 資格取得日前日に社会保険等の被用者保険被扶養者であった人は、所得割保険料はかかりません。

(注 3) 年金収入額が 153 万円以下の人は、所得割保険料はかかりません。

# 後期高齢者医療制度の 保険料が変わります

## ▶ 保険料の軽減特例の見直し

低・中所得者及び資格取得日前日まで社会保険等の引き下げられました。

### 均等割保険料

	軽減の割合		
	旧	新	
	～平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度～
資格取得日前日に社会保険等の被用者保険（いわゆるサラリーマンの健康保険）の被扶養者だった人	9 割	7 割	5 割 ※平成 31 年度からは、資格取得から 2 年を経過するまでの間に限る。

## ▶ 均等割保険料の軽減対象の見直し

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

### 均等割保険料の軽減対象所得基準額（世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	旧（～平成 28 年度）	新（平成 29 年度～）
5 割軽減	33 万円 + <u>26 万 5 千円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>27 万円</u> × 被保険者数
2 割軽減	33 万円 + <u>48 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>49 万円</u> × 被保険者数

## ▶ その他の保険料軽減措置は継続されます

### 均等割保険料

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
{基礎控除額（33 万円） + 49 万円 × 世帯の被保険者数} 以下	2 割
{基礎控除額（33 万円） + 27 万円 × 世帯の被保険者数} 以下	5 割
基礎控除額（33 万円） 以下	8.5 割
均等割 8.5 割軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他各種所得がない場合	9 割